**平成２３年（フ）第４４１号**
静岡県浜松市西区入野町16101番地の８　南平台マンション203
債務者　村上　　力
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

## 破産手続廃止

**平成２２年（フ）第１７５９４号**
茨城県龍ケ崎市馴馬町2833―６
破産者　吉田　正志
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１８１３２号**
東京都新宿区上落合１丁目８―17―101
破産者　渡辺　和之
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１９３５９号**
東京都北区西ケ原３丁目44―９
破産者　鈴木　　猛
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第２０１６８号**
東京都渋谷区東１丁目28―６―803、開始決定時の住所神奈川県横浜市青葉区田奈町29―12―401
破産者　山口眞一郎
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第５７３号**
東京都練馬区谷原４丁目20―28　大和アルミ建興株式会社102
破産者　色摩　晃良
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第８３４号**
東京都中央区築地２丁目10番６号
破産者　バイ・デザイン・ホールディングス株式会社
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第９４６号**
東京都小平市小川西町４丁目７―６
破産者　横山　公樹
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１６８５号**
東京都中野区南台４―34―３―105、住民票上の住所東京都中野区南台４丁目38―９
破産者　増田　量亮
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１９６４号**
東京都中央区日本橋堀留町１丁目10番19号第１川端ビル５階
破産者　株式会社オオザトコーポレーション
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第２１７９号**
千葉県山武郡横芝光町木戸台1052
破産者　伊東　京子
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第２３１５号**
埼玉県所沢市大字下安松1523番地25
破産者　有限会社ラ・セーヌ
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第２３７３号**
東京都渋谷区桜丘町14番10号　渋谷コープ203号
破産者　株式会社ガーランドハウス
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第２３７４号**
東京都大田区山王１丁目31―13―402
破産者　山田　剛士
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第２３８１号**
東京都板橋区加賀２丁目18―28―408
破産者　原田ガーンチャナーこと　ハラダガーンチャナー
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第２５３７号**
神奈川県横浜市青葉区荏田西３丁目６－８ロイヤルガーデン市ヶ尾Ｅ－１、開始決定時の住所神奈川県横浜市青葉区荏田西１丁目６―13―702
破産者　長谷川　剛
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第２７１６号**
群馬県高崎市菊地町589―３
破産者　小澤　泉一
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第２７１７号**
群馬県高崎市大八木町659番地の１
破産者　株式会社ステップインオザワ
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第３２６６号**
東京都府中市日新町４丁目39番地２
破産者　株式会社住吉組
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第３３３５号**
東京都青梅市今井２丁目991―１
破産者　中山　道隆
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部